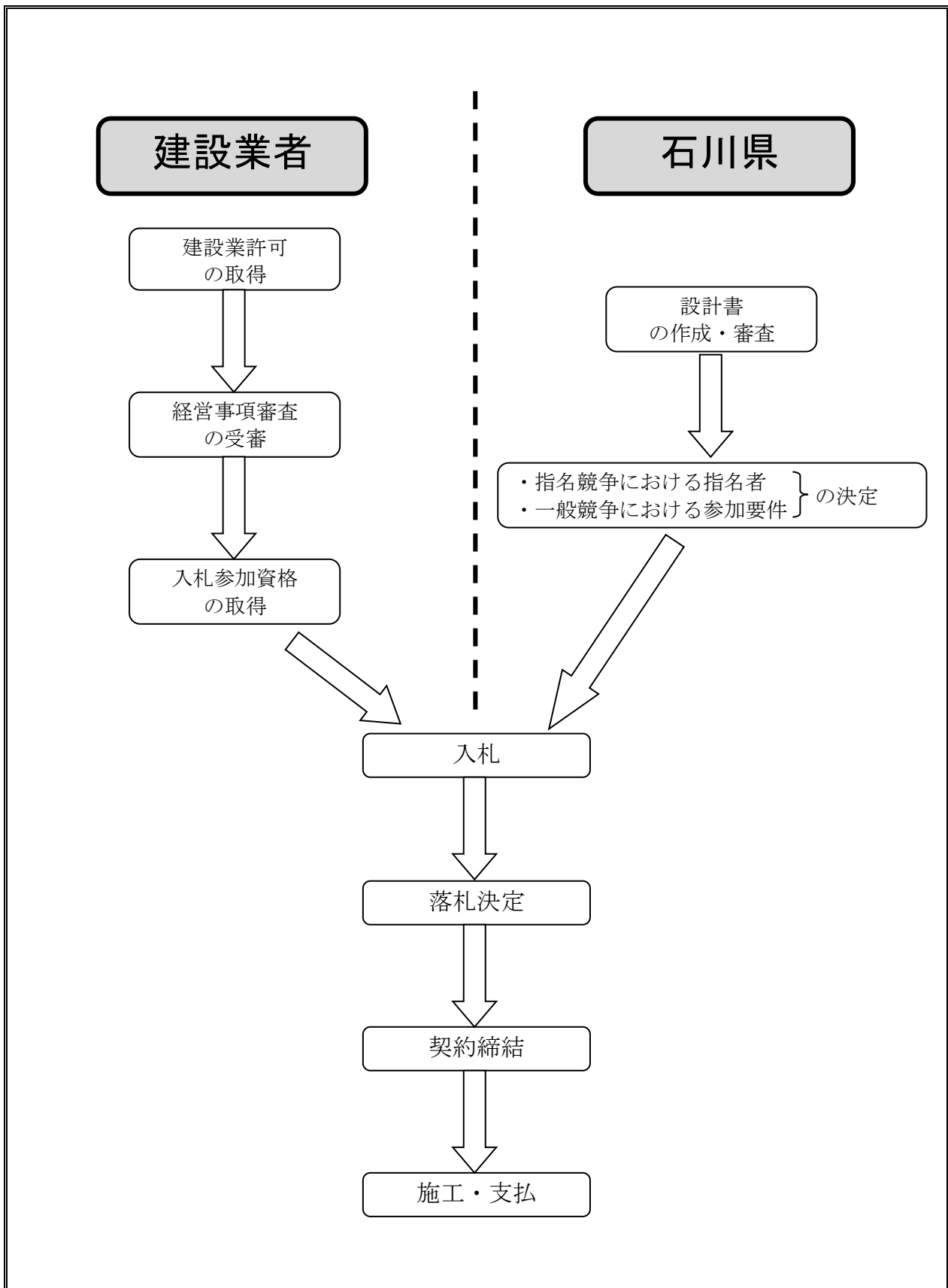


石川県入札制度の概要について

石川県土木部監理課

令和7年4月

<入札制度に関する概要フロー図>



項 目	概 要
制限付き一般競争入札 地方自治法施行令 第１６７条の４他	対象額：予定価格３千万円以上 （３千万円以上１億円未満の災害復旧工事は除く。） 全国知事会の指針を受け、一般競争入札を段階的に拡大している。 拡大状況 平成　６年　６月～　７億３千万円以上 平成１８年　６月～　５億円以上 平成１９年　４月～　５千万円以上 １０月～　３千万円以上 一般競争入札とは 契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式のこと。
指名競争入札 地方自治法施行令 第１６７条	対象額：予定価格４００万円超～３千万円未満 石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱に基づき、請負業者有資格者名簿に登載された者（有資格者）から選定する。 （指名業者数） 土木一式・建築一式 → 金沢市内１２者、その他１０者 舗装、造園、設備、その他の工事 → 原則８者 指名競争入札とは 資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式のこと。
随意契約 地方自治法施行令 第１６７条の２	対象額：予定価格４００万円以下、また、金額に関係なく地方自治法に定める規定により契約が可能である。 （主な規定） 緊急的な対応。目的が競争入札に適しない。競争入札が不利と認められるとき 等 随意契約とは 競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式のこと。
競争入札参加資格 平成８年石川県告示 第３５４号	石川県が発注する建設工事の入札に参加しようとする建設業者は、競争入札参加資格を取得しなければならない。 <建設工事の競争入札参加資格を申請できる者の要件> ・建設業許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けた者 ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の届出をしている者 ・県税及び消費税を完納している者 ・地方自治法施行令第１６７条の４に該当しない者

項 目	概 要																												
経営事項審査制度 建設業法第 27 条 の 23	(客観点数) 国や地方公共団体が発注者である施設又は工作物に関する建設工事で、発注者（県等）から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられている。 経営事項審査は、公共工事の発注者における企業評価の「共通の物差し」であり、その評価項目や基準については、国が定めている。 <table><tr><th>区 分</th><th>審 査 項 目</th><th>記号</th></tr><tr><td rowspan="2">経営規模</td><td>工事種類別年間平均完成工事高</td><td>X 1</td></tr><tr><td>自己資本、平均利益額</td><td>X 2</td></tr><tr><td>経営状況</td><td>売上高経常利益率、自己資本比率 等</td><td>Y</td></tr><tr><td>技 術 力</td><td>技術職員数、元請完成工事高</td><td>Z</td></tr><tr><td>その他項目</td><td>労働福祉の状況、営業年数 等</td><td>W</td></tr></table> 算出方法＝0.25X1＋0.15X2＋0.2Y＋0.25Z＋0.15W	区 分	審 査 項 目	記号	経営規模	工事種類別年間平均完成工事高	X 1	自己資本、平均利益額	X 2	経営状況	売上高経常利益率、自己資本比率 等	Y	技 術 力	技術職員数、元請完成工事高	Z	その他項目	労働福祉の状況、営業年数 等	W											
区 分	審 査 項 目	記号																											
経営規模	工事種類別年間平均完成工事高	X 1																											
	自己資本、平均利益額	X 2																											
経営状況	売上高経常利益率、自己資本比率 等	Y																											
技 術 力	技術職員数、元請完成工事高	Z																											
その他項目	労働福祉の状況、営業年数 等	W																											
主観的事項審査制度 主観的事項審査事務 取扱要領	(主観点数) 建設業の技術力の向上や社会貢献に熱心な企業を適切に評価するため、公共工事の入札参加者の格付けにおいて、客観点数のほかに主観点数として、県独自の加算措置を講じている。 <table><tr><th>区 分</th><th>評 価 項 目</th><th>評 価 点 等</th></tr><tr><td rowspan="4">技 術 力</td><td>工事成績</td><td>△ 25 点～100 点</td></tr><tr><td>優良工事表彰</td><td>知事 20 点、部長 10 点</td></tr><tr><td>ISO 9001 の認証</td><td>5 点</td></tr><tr><td>契約後 V E 提案</td><td>15 点</td></tr><tr><td rowspan="6">社 会 性</td><td>ISO 14001 の認証</td><td>5 点</td></tr><tr><td>災害協定の締結</td><td>県協会 10 点、地区協会 5 点</td></tr><tr><td>次世代育成雇用環境</td><td>10 点</td></tr><tr><td>障害者の雇用</td><td>10 点</td></tr><tr><td>新分野進出</td><td>10 点</td></tr><tr><td>社会的取組み (13 項目)</td><td>1 項目 5 点、5 項目以上 25 点</td></tr><tr><td>その他</td><td>指名停止、営業停止</td><td>処分期間に応じて減点する。</td></tr></table> (総合点数) 客観点数と主観点数を合計した総合点数により格付けし、別に定める発注基準に基づき、発注している。	区 分	評 価 項 目	評 価 点 等	技 術 力	工事成績	△ 25 点～100 点	優良工事表彰	知事 20 点、部長 10 点	ISO 9001 の認証	5 点	契約後 V E 提案	15 点	社 会 性	ISO 14001 の認証	5 点	災害協定の締結	県協会 10 点、地区協会 5 点	次世代育成雇用環境	10 点	障害者の雇用	10 点	新分野進出	10 点	社会的取組み (13 項目)	1 項目 5 点、5 項目以上 25 点	その他	指名停止、営業停止	処分期間に応じて減点する。
区 分	評 価 項 目	評 価 点 等																											
技 術 力	工事成績	△ 25 点～100 点																											
	優良工事表彰	知事 20 点、部長 10 点																											
	ISO 9001 の認証	5 点																											
	契約後 V E 提案	15 点																											
社 会 性	ISO 14001 の認証	5 点																											
	災害協定の締結	県協会 10 点、地区協会 5 点																											
	次世代育成雇用環境	10 点																											
	障害者の雇用	10 点																											
	新分野進出	10 点																											
	社会的取組み (13 項目)	1 項目 5 点、5 項目以上 25 点																											
その他	指名停止、営業停止	処分期間に応じて減点する。																											

項 目	概 要															
発注基準額 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 5	(土木一式)															
	<table><tr><th>等級</th><th>総 合 点 数</th><th>発 注 予 定 金 額</th></tr><tr><td>A</td><td>8 5 0 以上</td><td>3, 000 万円以上</td></tr><tr><td>B</td><td>7 6 0 以上 8 5 0 未満</td><td>1, 500 万円以上 3, 000 万円未満</td></tr><tr><td>C</td><td>6 8 0 以上 7 6 0 未満</td><td>500 万円以上 1, 500 万円未満</td></tr><tr><td>D</td><td>6 8 0 未満</td><td>500 万円未満</td></tr></table>	等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額	A	8 5 0 以上	3, 000 万円以上	B	7 6 0 以上 8 5 0 未満	1, 500 万円以上 3, 000 万円未満	C	6 8 0 以上 7 6 0 未満	500 万円以上 1, 500 万円未満	D	6 8 0 未満	500 万円未満
	等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額													
	A	8 5 0 以上	3, 000 万円以上													
	B	7 6 0 以上 8 5 0 未満	1, 500 万円以上 3, 000 万円未満													
	C	6 8 0 以上 7 6 0 未満	500 万円以上 1, 500 万円未満													
	D	6 8 0 未満	500 万円未満													
	(建築一式)															
	<table><tr><th>等級</th><th>総 合 点 数</th><th>発 注 予 定 金 額</th></tr><tr><td>A</td><td>7 8 0 以上</td><td>5, 000 万円以上</td></tr><tr><td>B</td><td>7 2 0 以上 7 8 0 未満</td><td>2, 000 万円以上 5, 000 万円未満</td></tr><tr><td>C</td><td>6 4 0 以上 7 2 0 未満</td><td>500 万円以上 2, 000 万円未満</td></tr><tr><td>D</td><td>6 4 0 未満</td><td>500 万円未満</td></tr></table>	等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額	A	7 8 0 以上	5, 000 万円以上	B	7 2 0 以上 7 8 0 未満	2, 000 万円以上 5, 000 万円未満	C	6 4 0 以上 7 2 0 未満	500 万円以上 2, 000 万円未満	D	6 4 0 未満	500 万円未満
	等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額													
	A	7 8 0 以上	5, 000 万円以上													
	B	7 2 0 以上 7 8 0 未満	2, 000 万円以上 5, 000 万円未満													
	C	6 4 0 以上 7 2 0 未満	500 万円以上 2, 000 万円未満													
	D	6 4 0 未満	500 万円未満													
	(舗装工事)															
	<table><tr><th>等級</th><th>総 合 点 数</th><th>発 注 予 定 金 額</th></tr><tr><td>A</td><td>8 4 0 以上</td><td>1, 000 万円以上</td></tr><tr><td>B</td><td>7 0 0 以上 8 4 0 未満</td><td>300 万円以上 1, 000 万円未満</td></tr><tr><td>C</td><td>7 0 0 未満</td><td>300 万円未満</td></tr></table>	等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額	A	8 4 0 以上	1, 000 万円以上	B	7 0 0 以上 8 4 0 未満	300 万円以上 1, 000 万円未満	C	7 0 0 未満	300 万円未満			
等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額														
A	8 4 0 以上	1, 000 万円以上														
B	7 0 0 以上 8 4 0 未満	300 万円以上 1, 000 万円未満														
C	7 0 0 未満	300 万円未満														
(造園工事)																
<table><tr><th>等級</th><th>総 合 点 数</th><th>発 注 予 定 金 額</th></tr><tr><td>A</td><td>7 6 0 以上</td><td>1, 000 万円以上</td></tr><tr><td>B</td><td>7 0 0 以上 7 6 0 未満</td><td>300 万円以上 1, 000 万円未満</td></tr><tr><td>C</td><td>7 0 0 未満</td><td>300 万円未満</td></tr></table>	等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額	A	7 6 0 以上	1, 000 万円以上	B	7 0 0 以上 7 6 0 未満	300 万円以上 1, 000 万円未満	C	7 0 0 未満	300 万円未満				
等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額														
A	7 6 0 以上	1, 000 万円以上														
B	7 0 0 以上 7 6 0 未満	300 万円以上 1, 000 万円未満														
C	7 0 0 未満	300 万円未満														
(設備工事)																
<table><tr><th>等級</th><th>総 合 点 数</th><th>発 注 予 定 金 額</th></tr><tr><td>A</td><td>7 9 0 以上</td><td>2, 000 万円以上</td></tr><tr><td>B</td><td>7 3 0 以上 7 9 0 未満</td><td>1, 000 万円以上 2, 000 万円未満</td></tr><tr><td>C</td><td>6 5 0 以上 7 3 0 未満</td><td>300 万円以上 1, 000 万円未満</td></tr><tr><td>D</td><td>6 5 0 未満</td><td>300 万円未満</td></tr></table>	等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額	A	7 9 0 以上	2, 000 万円以上	B	7 3 0 以上 7 9 0 未満	1, 000 万円以上 2, 000 万円未満	C	6 5 0 以上 7 3 0 未満	300 万円以上 1, 000 万円未満	D	6 5 0 未満	300 万円未満	
等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額														
A	7 9 0 以上	2, 000 万円以上														
B	7 3 0 以上 7 9 0 未満	1, 000 万円以上 2, 000 万円未満														
C	6 5 0 以上 7 3 0 未満	300 万円以上 1, 000 万円未満														
D	6 5 0 未満	300 万円未満														
(その他工事)																
<table><tr><th>等級</th><th>総 合 点 数</th><th>発 注 予 定 金 額</th></tr><tr><td>A</td><td>7 5 0 以上</td><td>1, 500 万円以上</td></tr><tr><td>B</td><td>7 2 0 以上 7 5 0 未満</td><td>700 万円以上 1, 500 万円未満</td></tr><tr><td>C</td><td>6 8 0 以上 7 2 0 未満</td><td>300 万円以上 700 万円未満</td></tr><tr><td>D</td><td>6 8 0 未満</td><td>300 万円未満</td></tr></table>	等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額	A	7 5 0 以上	1, 500 万円以上	B	7 2 0 以上 7 5 0 未満	700 万円以上 1, 500 万円未満	C	6 8 0 以上 7 2 0 未満	300 万円以上 700 万円未満	D	6 8 0 未満	300 万円未満	
等級	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額														
A	7 5 0 以上	1, 500 万円以上														
B	7 2 0 以上 7 5 0 未満	700 万円以上 1, 500 万円未満														
C	6 8 0 以上 7 2 0 未満	300 万円以上 700 万円未満														
D	6 8 0 未満	300 万円未満														

項 目	概 要
電子入札 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 8	事務の効率化、迅速化、応札者側のコスト削減等を図ることを目的として、平成 1 6 年 7 月から導入 段階的に電子化を進め、平成 2 6 年 6 月から全面実施している。 ※くじ引きについても、平成 3 0 年 4 月から電子くじを導入している。
予定価格 地方自治法第 2 3 4 条	予定価格とは 県が契約を締結する場合において、その契約金額を決定するための基準となる価格のこと。 予定価格の事前公表 4 0 0 万円を超える全ての建設工事の入札を対象として、予定価格を事前公表している。（平成 1 5 年 6 月から実施） 予定価格に含まれる法定福利費概算額の明示 法定福利費の事業主負担額（概算額）を明示している。 （平成 3 1 年 4 月から実施）
最低制限価格制度 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 1 0	当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる時の基準額（指名競争入札対象案件） 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。 ・算定式（R4. 4. 1 から現在の算定方法に改定） 直接工事費×0. 97＋共通仮設費×0. 9＋現場管理費×0. 9＋一般管理費×0. 68 （ただし、予定価格の 7. 5／1 0～9. 2／1 0 の範囲内とする。）
低入札価格調査制度 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 1 0	制度の意義や算定式は最低制限価格と同様（総合評価方式対象案件及び W T O 案件に適用） 最低価格の入札者が基準価格（最低制限価格と同額）を下回っても直ちに失格とはせず、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査して、落札者を決定する。

項 目	概 要
総合評価方式 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 1 0 の 2 公共工事の品質確保 の促進に関する法律	総合評価方式とは 予定価格の制限の範囲内で、入札参加希望者から技術提案等を求めることにより、価格と技術力を総合的に判断して落札者を決定する方式 総合評価を適用する対象事業 一般競争入札で実施する全ての入札案件に適用する。 評価方法 以下の式により算出した評価値の最も高い者を落札者とする。 $\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（基礎点 100 点＋加算点）}}{\text{入札価格}}$
	総合評価方式の種類 ①提案型（原則：W T O 対象工事） 施工上の課題に対する技術提案のみによる技術力と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法 ②評価Ⅰ型（原則：1 億円以上～W T O 対象未満の工事） 施工上の課題に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法 ③評価Ⅱ型（原則：3 千万円以上～1 億円未満の工事） 簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法 ④評価簡易型（原則：令和 6 年能登半島地震に係る災害復旧工事のうち 1 億円以上～3 億円未満の工事（概略発注対象工事は 1 億円以上～W T O 対象未満の工事）） 企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法 ・各区分の評価項目及び評価点（別紙参照）

項 目	概 要														
入札契約に関する情報の公開 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第7条・第8条	公共工事における透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為等を排除するため、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」に基づき、情報公開を推進している。 発注見通しの公表 県では、当該年度の公共工事の発注見通しを四半期毎に公表し、受注を希望する建設業者に広く情報提供している。 (年4回：4月、7月、10月、1月) 入札契約に係る情報の公表 ・競争参加者の客観点数、主観点数及び総合点数 ・発注基準 ・予定価格（事前公表） ・最低制限価格、調査基準価格（事後公表） ・入札結果（落札者、落札額、参加者、入札金額、総合評価点数） ・指名停止に係る者の名称、期間及び理由														
指名停止 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱	県は、公共工事を発注する際、予め登録された有資格業者の中から競争入札に参加させる者を指名しているが、指名選定に当たっては、工事の安全管理が不適切であったため、重大な工事事故を引き起こした、贈賄や談合等の反社会的な事件により逮捕された等、公共工事の発注者の立場から適切でないと認められる有資格者は、指名から排除することが必要である。 このため、指名停止措置基準を設け、対象となる建設業者に対しては、指名停止という措置を通して、業者に反省を促し、不正又は不誠実な行為の再発防止を期待するものである。 (主な措置基準) <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 要 件</th><th>指 名 停 止 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公衆損害事故</td><td>1ヶ月 ～ 6ヶ月</td></tr> <tr> <td>工事関係者事故</td><td>2週間 ～ 4ヶ月</td></tr> <tr> <td>贈賄</td><td>1ヶ月 ～ 12ヶ月</td></tr> <tr> <td>独占禁止法違反行為</td><td>1ヶ月 ～ 12ヶ月</td></tr> <tr> <td>競売入札妨害、談合</td><td>1ヶ月 ～ 12ヶ月</td></tr> <tr> <td>不正又は不誠実な行為</td><td>1ヶ月 ～ 9ヶ月</td></tr> </tbody> </table> ※ 期間については、情状に応じて指名停止措置を延長や短縮することができる。	措 置 要 件	指 名 停 止 期 間	公衆損害事故	1ヶ月 ～ 6ヶ月	工事関係者事故	2週間 ～ 4ヶ月	贈賄	1ヶ月 ～ 12ヶ月	独占禁止法違反行為	1ヶ月 ～ 12ヶ月	競売入札妨害、談合	1ヶ月 ～ 12ヶ月	不正又は不誠実な行為	1ヶ月 ～ 9ヶ月
措 置 要 件	指 名 停 止 期 間														
公衆損害事故	1ヶ月 ～ 6ヶ月														
工事関係者事故	2週間 ～ 4ヶ月														
贈賄	1ヶ月 ～ 12ヶ月														
独占禁止法違反行為	1ヶ月 ～ 12ヶ月														
競売入札妨害、談合	1ヶ月 ～ 12ヶ月														
不正又は不誠実な行為	1ヶ月 ～ 9ヶ月														

項 目	概 要										
営業停止 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準	建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うもの (主な措置基準) <table><tr><th>措 置 要 件</th><th>営 業 停 止 期 間</th></tr><tr><td>談合・贈賄等</td><td>30 日以上</td></tr><tr><td>不誠実な行為</td><td>7 日以上</td></tr><tr><td>事故</td><td>3 日以上</td></tr><tr><td>関係法令違反</td><td>3 日以上</td></tr></table> ※ 営業停止期間については、1 年以内とするものとする。	措 置 要 件	営 業 停 止 期 間	談合・贈賄等	30 日以上	不誠実な行為	7 日以上	事故	3 日以上	関係法令違反	3 日以上
措 置 要 件	営 業 停 止 期 間										
談合・贈賄等	30 日以上										
不誠実な行為	7 日以上										
事故	3 日以上										
関係法令違反	3 日以上										